時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ前條ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

登記法の廢止を望む

我輩は前號の紙上に於て兵役税を實行する其代りに所得税幷に登記法と廢止すべき事を論じたり抑も今の登記法は去る明治十九年八月を以て公布し昨明治二十年二月より實行されたるものなるが從來政府の歳入に於て免許料及び手數料と稱する項目は十萬圓內外なりしものが昨年同法の實行以來增して二百餘萬圓となりたり即ち登記法の實行により國庫の歳入に二百餘萬圓の增額を見たるものにて數に於て決して少なからず政府の歳入中に於ては屈强の税源として賴む所のものならん抑も今日の時世に於て政費の增額は止むを得ざる事として隨て之を補充するの税源なきを得ざるみとなれば此二百餘萬圓の歳入は決して輕視すべきにあらずと雖も熟ら〳〵登記法施行の實蹟を案ずるに其手數極めて繁雜にして今の民情に適せざること多く所謂繁文を省くの主趣に戻るが如し登記法の本文に據るに地所建物船舶の賣買、讓與、質入、書入の登記を請はんとする者は地所建物は其所在地、船舶は其定繫場の登記所に出頭し登記と請ふみとにして其登記事務は各地の治安裁判所に於て之を取扱ひ同裁判所遠隔の地方にては郡區役所其他司法大臣の指定したる所に於て之と取扱ふしむとありて右等の場合には各〳〵登記所に出頭して登記を受くる事なるが抑も民間に於て土地以下の賣買質入等は殆んど日々の事なれば其都度に必ず登記所よ出頭して登記を受くるさへ旣に其繁に堪へざる事なるに其登記の手續なるものは極めて繁雜にして一事件の登記を受くるにも數通の願書を要し又は戶長の奥印證明を要し種々の書式を聞合せ彼是の間に奔走往復する等の事ありて正味の登記料の外に種々の費用も少なからずして金の事は外にしても實際その手間と時間とは中々容易のものにあらずと云ふ左れば登記法の實行に[illegible]にては免許料及び手數料二百餘萬圓を徵收するに[illegible]所十八萬圓餘（本年度の歳計豫算による）に郡役[illegible]の登記所費は十八萬一千四百四十八圓餘ありと云ふ）に過ぎざれども人民の私に費す所の時間と費用とを計算するときは全國中にて登記法の爲めに費す所は非常のものたるや論を俟ざる所なり右は唯その手續の繁雜なる點より登記法の便ならざる所以を陳べたるまでなれども我輩は登記法の本文に就き如何[illegible]事と存する處は地所建物船舶の三者を登記する[illegible]の性質を具ふるものならば其の部下與人の所有にし[illegible]と雖も[illegible]してその[illegible]らんな

れども地所に至ては如何なるべきや土地の所有者には既に政府より下附されたる地券状ありて其所有の權利は疑ふべからざる其上に賣買讓與等の場合には其筋の手數を經て地券を授受することなれば權は其上にも之を確かむるの必要あるべからず即ち土地の所有は法律上に於て確實なること公債證書と異なることなく之が賣買讓與等の手續も亦公債證書と同様なるものなれば公債證書の授受に登記を要せざる限りは地所も亦これを要せずして可なるべしと思はるゝなり我輩は素より登記法の全廢と望むものなれども萬一止むを得ずして之れを存するの場合ありとするも建物船舶の二物と共に地所を同一視したるは抑の如何なる理由たるを知るに苦しむものなり兎に角に登記法の施行は大に繁文を省くの主趣にあらずして今の施政上に於て決して好むべきの税法にあらざれば之を廢するに躊躇することを要せざるべし故に我輩は政府が一日も早く兵役税の說を採用する其代りに所得税を始めとし目下人民の不便を感ずる所の税目を廢する其第一着手として先づ登記法の全廢を希望するものなり

官報

○陸軍馬育成所官制ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿一年三月三十日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第十五號

軍馬育成所官制

第一條　軍馬育成所ハ軍隊馬匹ノ補充ヲ目的トシ之ヲ育成セシムル所トス○第二條　軍馬育成所ノ名稱及位置左ノ如シ「一」三本木軍馬育成所　青森縣上北郡三本木「二」鍛冶谷澤軍馬育成所　宮城縣玉造郡鍛冶谷澤「三」青野軍馬育成所　兵庫縣加東郡青野原「四」福元軍馬育成所　鹿兒嶋縣姶山郡福元○第三條　軍馬育成所ニ左ノ職員ヲ置ク「所長」騎兵大尉一人「監務」騎兵中尉若クハ少尉一人「軍吏」一人「獸醫」一人○第四條　所長ハ陸軍省騎兵局長ニ隷シ所內ノ事務ヲ總理シ馬匹養成ノ責ニ任ス○第五條　所長ハ懲罰權及所附官僚ノ休暇付與權ヲ有スルコト大隊長ニ同シ○第六條　監務ハ所長ヲ補佐シ馬匹養成ノ事ヲ擔任ス○第七條　第三條ニ揭ケタル職員ノ外下士及陸軍屬ヲ置ク

○陸軍現役下士上等兵再服役條例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿一年三月卅日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第十六號

陸軍現役下士上等兵再服役條例

第一條　現役滿期ノ下士及上等兵ハ此條例ニ依リ再服役ヲ請フコトヲ得但憲兵科及屯田兵下士ハ別ニ定ムル所ニ依ル○第二條　再服役ヲ許スヘキ人員ハ陸軍大臣之ヲ定メ毎年告達ス○第三條　再服役ハ滿一年ヲ以テ一期トシ年々之ヲ請フコトヲ得」再服役ハ自己所屬ノ中隊若クハ所屬諸本部諸官廨ニ於テスルモノトス」上等兵ノ再服役ヲ許スハ下士タルノ技能ヲ備フル者ニ限ル○第四條　中隊ニ在ル下士上等兵ハ中隊長ト再服役ヲ誓約ス但中隊長ハ聯隊長（獨立大隊ニ在テハ大隊長以下之ニ倣フ）ノ認可ヲ請フ可シ」諸本部諸官廨ニ在ル下士上等兵ハ直屬ノ長官ト再服役ヲ誓約ス但直屬ノ長官ト同等ノ權ナキトキハ聯隊長若クハ之ト同等以上ノ長官ノ認可ヲ請フ可シ○第五條　再服役中[illegible]セシムルコトアルモ從前ノ誓約ハ消滅セス[illegible]新タニ屬スル所ノ中隊長若クハ直屬ノ長官ニ[illegible]可シ○第六條　再服役中刑法又ハ懲罰ニ依リ[illegible]失ヒタル者ハ其誓約消滅ス○第七條　再服役中疾病若クハ傷痍ニ依リ現役ニ堪ヘ難キ者ハ再服役ヲ停止ス○第八條　再服役中疾病若クハ傷痍ニ依リ永久服役ニ堪ヘ難キ者ハ兵役ヲ免ス○第九條　第七條及第八條ニ當ル者ハ中隊長若クハ直屬ノ長官ヨリ順序ヲ經テ近衞都督鎭臺司令官若クハ之ト同等以上ノ權アル長官ニ上申シ再服役停止若クハ兵役免除ノ處分ヲ請フ可シ○第十條　再服役滿期ニ至リタル者又ハ第六條若クハ第七條ニ當ル者服役十二個年ニ滿タサルトキハ豫備役若クハ後備役ニ編入ス○第十一條　再服役期限既ニ滿ツルト雖モ戰時或ハ事變ニ際スルトキ若クハ臨時演習或ハ觀兵ノ擧アルトキ若クハ航海中或ハ外國駐劄中ハ其期限ヲ延スコトアル可シ

○陸軍各兵科現役下士補充條例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿一年三月三十日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第十七號

陸軍各兵科現役下士補充條例

第一條　陸軍各兵科現役下士ノ補充ハ上等兵ニシテ入隊ノ日ヨリ起算シ二個年以上現役ニ服シ再服役ヲ許サレタル者及陸軍教導團卒業者ヲ以テス但憲兵科屯田兵下士及砲工兵監護騎砲兵諸工長同下長ノ補充ハ別ニ定ムル所ニ依ル○第二條　陸軍教導團卒業者ヨリ下士ニ任セラレタル者ノ兵役期限ハ一般ノ兵役期限ニ拘ハラス任官ノ日ヨリ起算シ現役四年豫備役三年後備役五年トス」各兵役期限既ニ滿ツルト雖モ戰時或ハ事變ニ際スルトキ若クハ臨時演習或ハ觀兵ノ擧アルトキ若クハ航海中或ハ外國駐劄中ハ其期限ヲ延スコトアル可シ○第三條　中隊長ハ其部下上等兵ニシテ第一條ニ適當スル者ヲ撰拔シ其技能ノ優劣ニ依リ順序ヲ定メ下士候補名簿ヲ製シ十二月一日迄ニ之ヲ大隊長ニ呈ス可シ○第四條　大隊長ハ更ニ各中隊ノ下士候補者ノ技能ヲ檢閱シ意見アレハ取捨ヲ加ヘ候補名簿ヲ聯隊長ニ呈ス可シ○第五條　聯隊長（獨立大隊ニ在テハ大隊長以下之ニ倣フ）ハ下士候補名簿ヲ近衞都督又ハ鎭臺司令官（歩兵ハ旅團長ヲ經テ）ニ呈シ都督又ハ司令官ハ陸軍大臣ノ認可ヲ請ケ之ヲ聯隊長ニ下ス聯隊長ハ中隊ニ缺員アル毎ニ下士候補者ヲ二等軍曹ニ任ス○第六條　下士候補者ヲ以テ缺員ヲ補フニハ同中隊ニ於テスルヲ例トス若シ同中隊ニ於テ之ヲ補フコト能ハサルトキハ聯隊長ハ同大隊中他ノ中隊ヨリ之ヲ補フコトヲ得」聯隊長ハ故參ノ下士ヲ聯隊中各中隊ニ平均スル爲メ轉隊セシムルコトヲ得」聯隊外ノ轉職ハ別ニ定ムル所ニ據ル○第七條　陸軍教導團卒業者ヲ下士ニ任スルハ該團長其連名簿ニ考科表ヲ添ヘ監軍ニ呈シ監軍ハ陸軍大臣ノ承認ヲ經テ之ヲ教導團長ニ下シ團長ニ於テ該卒業者ヲ二等軍曹ニ任シ陸軍大臣ノ告達ニ基キ各兵隊ニ配付ス○第八條　現役中本人ヲ要スルニアラサレハ一家ノ生計ヲ營ミ難キ事故ヲ生スルトキハ本人ノ願ニ依リ現役ヲ免スルコトヲ得○第九條　現役中疾病若クハ傷痍ニ依リ現役ニ堪ヘ難キ者ハ其役ヲ免ス○第十條　現役中疾病若クハ傷痍ニ依リ永久服役ニ堪ヘ難キ者ハ兵役ヲ免ス○第十一條　第八條第九條ニ當ル者ハ豫備役ニ編入シ現役年期ヲ通シテ七個年間服役セシム○第十二條　第八條第九條第十條ニ當ル者ハ中隊長若クハ直屬ノ長官ヨリ順序ヲ經テ近衞都督又ハ鎭臺司令官ニ上申シ都督又ハ司令官ニ於テ現役若クハ兵役ヲ免ス○第十三條　現役中禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ逃亡シタル者ハ其刑期中及逃亡中ノ日數ハ服役年期ニ算入セス

○閣令第五號　各官廳

明治十九年（三月）閣令第三號歳入歳出出納規則第七十一條中「翌月七日マテ」トアルヲ「翌月十五日マテ」ト改正シ明治二十一年度ヨリ施行ス

明治廿一年三月卅一日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

閣令第五號參照

明治十九年閣令第三號抄錄

第七十一條　各廳ノ收支命令官ハ毎月其支出セシメタル歳出ノ報告書ヲ調製シ翌月七日マテニ之ヲ大藏大臣ヘ送付スヘシ

○遞信省告示第五十五號

自今二錢長形郵便封皮ノ品質ヲ改良シ其價額ヲ二錢一厘ト定ム

明治廿一年三月三十一日　遞信大臣子爵榎本武揚

雜報

○佛國の殖民
奏せずして其
るのみならず
知る所なれど
りと云ふは東
心に計畫しゝ
近頃官の命を
ウネサン氏の
れも同一轍に
くして冗員の
て殖民地防備
ば愈々貧困に
が爲め有形の
あかるべしよ
固なる附庸國
ば東京に於て
したれども反
略を詐議して
らしめ其激昂
更迭せんずる
頑智と譏弭に
一時左右兩黨
般の民心より
ことは當に利
と惹き起すべ
にあらざるべ
○濠洲加奈陀
月廿七日發の
ウード氏より
パートより布

本火災保險附金庫
消防ポンプ販賣廣告
右消防ポンプ金庫弊店ノ自製ニシテ[illegible]

胃腸●停食●噯氣●嘈雜●呑酸●胸痛●嘔吐●食慾不振●腹痛●積年ノ下痢●便秘[illegible]

●各公債證書●諸貸金銀
●諸株券●古金銀地金
當店義各位ノ御愛顧ヲ蒙リ日増ニ隆盛ニ赴キ[illegible]

轉居
明治廿三[illegible]